

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3895 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 3. 16

・岩手県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内20例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について	81
・香港向け家さん由来製品の輸出再開について（岐阜県、三重県、兵庫県及び香川県）	82
・北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内21例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について	83
・第66回全国家畜保健衛生業績発表会演題（石川県）	84

☆岩手県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内20例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

（令和8年3月2日付けプレスリリース）

岩手県金ケ崎町で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内20例目）について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1. 概要

（1）岩手県金ケ崎町の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内20例目、2月21日疑似患畜確定）について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病

原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家さんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2. その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

参考

岩手県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内20例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/260221.html>

**☆香港向け家きん由来製品の輸出再開について
 (岐阜県、三重県、兵庫県及び香川県)
 (令和8年3月4日付けプレスリリース)**

本日、我が国の家きん由来製品の香港向け輸出について、岐阜県、三重県、兵庫県及び香川県からの輸出が再開されましたのでお知らせします。

1. 概要

高病原性鳥インフルエンザによる我が国の家きん由来製品の輸出への影響をできる限り小さくするため、輸出相手国・地域当局との間で地域主義の適用について協議を行い、主な輸出先である香港、シンガポール、ベトナム、マカオ及び米国については、非発生都道府県からの家きん由来製品の輸出継続が認められています。

一方、発生県からの輸出再開について協議を行ってきたところ、今般、香港当局との間で、高病原性鳥インフルエンザに関する清浄性が認められた岐阜県、三重県、兵庫県及び香川県からの家きん由来製品の輸出再開について合意しました。

これにより、本日から、動物検疫所において香港向けの輸出に必要な輸出検疫証明書の交付を再開しました。

また、今回の協議により、香港向け輸出については、次表のとおり、防疫措置完了から28日が経過し清浄性が確認された日に遡って、同日以降に生産・処理された家きん由来製品の輸出が認められたため、「同日以降に生産・処理された家きん由来製品」について、輸出検疫証明書の交付が可能です。

なお、岐阜県、三重県、兵庫県及び香川県からのシンガポール、ベトナム、マカオ及び米国向けの家きん由来製品の輸出は再開済みです。

〈各県の清浄性が確認された日〉

岐阜県	令和8年2月22日
三重県	令和8年2月13日
兵庫県	令和8年2月9日
香川県	令和8年2月10日

〈2025年の輸出額〉

鶏肉の総輸出額：25.5億円（うち、香港22.6億円）
 鶏卵の総輸出額：81.4億円（うち、香港76.7億円）
 出典：財務省「貿易統計」

〈これまでの経過〉

- 令和8年1月22日：岐阜県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（岐阜県からの家きん由来製品の輸出が一時停止）
- 令和8年2月22日：岐阜県は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる
- 令和8年1月13日：三重県において高病原性鳥イン

フルエンザの疑似患畜を確認（三重県からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

令和8年2月13日：三重県は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる

令和7年12月16日：兵庫県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（兵庫県からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

令和8年1月8日：兵庫県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認

令和8年2月9日：兵庫県は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる

令和8年1月10日：香川県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（香川県からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

令和8年2月10日：香川県は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる

2. 参考

令和7年度の鳥インフルエンザに関する情報については、次のページよりご確認いただけます。

URL：https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r7_hpai_kokunai.html

各国の家きん由来製品の輸出停止状況については、次のページよりご確認いただけます。

URL：https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin_teishi.html

☆北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内21例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和8年3月5日付けプレスリリース）

本日、北海道安平町の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜

が確認（今シーズン国内21例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：北海道安平町

飼養状況：約18.8万羽（肉用鶏）

2. 経緯

(1) 令和8年3月4日（水曜日）、北海道は、安平町の農場から通報を受けて、施設への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 3月5日（木曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

- 2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4. 北海道と緊密な連携を図る。
- 5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
- 7. 北海道の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8. 「疫学調査チーム」を派遣。
- 9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
- 10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和8年3月5日（木曜日）（持ち回り開催）

5. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

☆第66回全国家畜保健衛生業績発表会演題
(石川県)

令和6年能登半島地震における
家畜保健衛生所の対応

石川県南部家畜保健衛生所 山内由佳

令和6年1月1日午後4時10分ごろ、石川県能登地方を震源地とする令和6年能登半島地震が発生した。地震の規模を示すマグニチュードは7.6、県内全域で激しい揺れが発生し、特に能登地区の広い範囲で震度6以上、最大震度は県内では初となる7を観測した（図1）。この地震によって、建物の倒壊や土砂崩れ、道路の損壊、液状化現象等が発生し、



図1 震度分布図

気象庁 HP より引用 (https://www.jma.go.jp/jma/menu/20240101_noto_jishin.html)



図2 道路崩壊と渋滞の様子

特に能登地区の被害は甚大で、一瞬にしてライフラインは切断され日常が一転した。発災直後の特徴として、各所で発生した土砂崩れや道路損壊のため、被災地への救助や物資の供給が困難であったことがあげられる。奥能登地域は半島という地理的条件のため、交通アクセスが限られており、また今回の震災で海岸線が隆起し海上からのアクセスも不可能となったことから、能登方面へ向かう車両の大渋滞が発生した（図2）。

このような困難の中、県内の畜産農家についても、例外なく大きな被害を受けた。今回、この未曾有の災害に対し、家畜保健衛生所（以下、家保）を含め、県畜産関係者で協力し実施した対応について取りまとめたのでその概要を報告する。

表1 畜産農場の被害状況

	乳牛	肉牛	豚	鶏 (100羽以上)	計
被災農場数 (県全体の割合%)	27 (87)	28 (80)	10 (100)	9 (60)	74 (81)
畜舎被害※	27	22	10	5	64

※ R6.12.13時点

被害状況

1. 畜産農場の被害状況：被災農場は、畜種別の内訳では乳牛27戸、肉牛28戸、豚10戸、鶏（100羽以上飼養）9戸の計74戸で、県全体としては8割以上の農場が被災した（表1）。被災農場では、畜舎の倒壊や一部損壊等が認められ、中には倒壊した畜舎の下敷きとなるなど家畜被害も確認された。農場周辺道路の著しい損壊により、農場への出入りが不可能となった農場も認められ、飼料業者や集乳車等の

畜産関係車両の出入りが困難な状況が続いた。停電や断水、通信不能となった農場もあり、中でも長引く断水状態は、畜産農場にとっては経済的に大きなダメージとなった。また、早い段階でこれらの農場からは、発電機や給水タンク等の物資を要望する声が多くよせられていた。

2. 家保の被害状況：県内には南北2か所の家保が設置されており、それぞれ加賀地方、能登地方を管轄している。さらに北部家保には七尾市にある本所のほかに、能登町に設置されている能登駐在所がある。

発災当初、病性鑑定業務を担う南部家保は、資材棚が倒れる被害があったものの建物や検査機器に被害はなかった。北部家保は、書棚や冷蔵庫等が倒れ、内部は書類や薬品が散乱した。また、地盤沈下により建物と敷地間に段差が生じ、公用車を車庫から出し入れできず、コンパネ等を敷き出庫した。能登駐在所の被害はさらに深刻で、建物の基礎には亀裂と崩壊箇所が認められ、全壊判定を受けた。施設内部では壁や天井がはがれ、多くの検査機器は落下、転倒し故障した。車庫はシャッターが破損し公用車を出すこともできない状況であった。北部家保、能登駐在所ともに長期間の断水が、加えて能登駐在所は停電も続いた。

各所属の対応

令和6年1月1日の発災直後より、県庁畜産振興・防疫対策課（以下、畜産課）は、農場の被害状況や不足物資について県内農場、県畜産団体及び市町等あらゆる方面より電話で聞き取りを行い、また他部局より道路被害や啓開情報を収集した。これらの情報は畜産課で一本化し、県職員連絡ツールであるビジネスチャットにて共有された。全農家の安否確認が一巡したのは1月9日であったが、余震が続く、日ごとに深刻化する被害状況把握のための聞き取りには、約1か月を要した（図3）。南北家保は年始休暇明けの1月4日より通常通り業務を開始

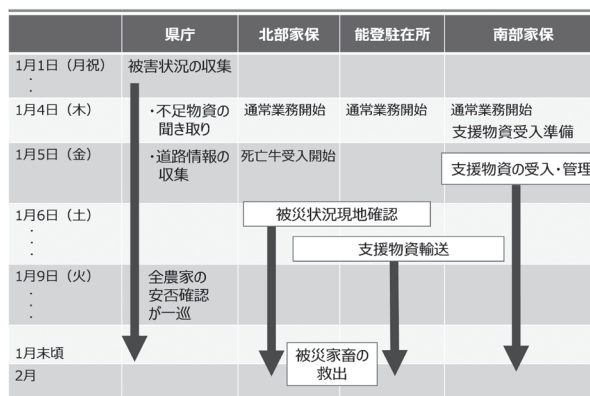


図3 各所属の対応

し、施設が全壊した能登駐在所は、隣接する県施設の一室を間借りし体制を整えた。

災害支援活動

1. 被害状況現地確認：1月5日時点で電話連絡がとれない農場について、畜主の安否を含め、被害状況の現地調査を行った。土砂崩れや道路損壊等により孤立集落となった場所に所在する農場もあり、農場までの道路は遮断され、近くまで行けたとしても通行禁止の措置が取られているところもあった。余震や積雪により道路状況は刻一刻と変化しており、現地調査は畜産課からの道路情報を確認しながら二次被害が起きないように慎重に行った。

また、通常業務の中で、立入可能な農場へは、飼養衛生管理基準遵守状況の確認も実施した。鳥インフルエンザシーズンであったことや、県内の野生イノシシにおける豚熱陽性事例の発生状況を踏まえ、主に養鶏・養豚農場について、重点的に行った。特に施設損壊等による野生動物侵入防止措置について、畜舎や柵の破損確認をし、倒れた餌タンクや破損した畜舎周囲に対しては消石灰散布で対応した。また、全ての養鶏農家への消石灰一斉散布を行った。

2. 支援物資の管理：全国より到着する支援物資について、速やかな管理拠点の確保が必要となった。畜産課は県内畜産関係団体と協議し、道路状況もよく、アクセスルートも豊富な金沢市に一次拠点を、奥能登の玄関口である穴水町に二次拠点を設置し、

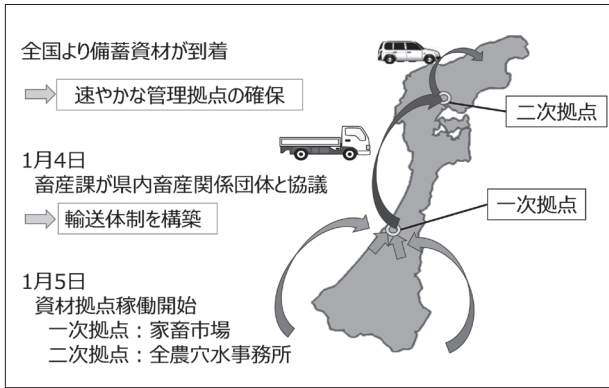


図4 支援物資の管理

そこから能登方面の農場へと輸送する体制を構築した。各拠点での資材管理が必要となり、一次拠点の管理を南部家保が担当した（図4）。

一次拠点では、全国から次々と到着する資材の荷受け作業、資材内容と数量の確認、管理簿の作成、二次拠点へ向かう搬出作業、通行証の発行を行った。

到着する支援物資は、発電機や投光器、給水タンク、簡易トイレなどの国の備蓄資材のほか、トラックや給水車、プール水槽等の資材や寄付品等であった。また個別聞き取りに基づく不足物資やガソリン等の燃料、生活必需品の調達も行い管理した。管理状況は随時、ビジネスチャットを利用し関係職員と共有した。

3. 支援物資の輸送：県畜産担当職員と家保職員で輸送チームを組み、1月5日より農場から要望のあった物資を中心に輸送した。支援物資の内容は、停電や断水、施設損傷の応急処置として、発電機や投光器、水をいれたタンク、給水ポンプ、ブルーシート等の物資が多く、発電機の燃料としてガソリンや軽油も必要であった。また、家畜を管理するため避難所へ行けない農場主のために、簡易トイレや飲料水、食料等の生活必需品を輸送した。各農場への輸送は1度だけではなく、複数回行い、避難せず1人とどまっている畜主にとっては、顔見知りの職員が直接訪問することで孤立に対する不安解消に繋がった。

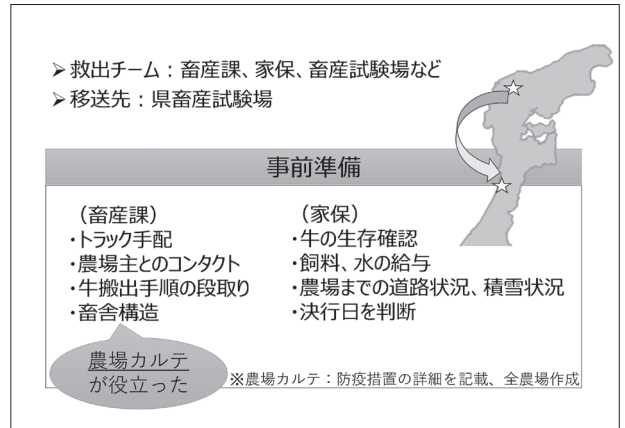


図5 被災家畜救出の1例

4. 被災家畜の救出：倒壊や損壊した牛舎から安全な牛舎へと被災家畜を救出しようという試みは被災各地で行われた。1例として畜産課と家保が主体となって行った事例を紹介する。

当該農場は、畜主が避難を余儀なくされ飼養管理が困難となった、飼養頭数3頭の肉用牛農場であり、家保と県畜産担当職員で救出チームを組み、県畜産試験場までの移送を実施した。

事前準備として、畜産課は農場防疫カルテを利用し、避難所にいる畜主と農場配置図を共有しながら、牛の搬出手順の段取りや必要資材を確認した。なお、農場防疫カルテとは、家畜伝染病発生時の防疫措置について、農場の概要や畜舎配置図、人や物等の物流、消毒ポイント等の情報を記載した電子データで、平時より全農場について家保が作成し、関係者間で共有しているものである。北部家保は、事前に農場を訪問し牛の生存確認を行い、移送日までの飼養管理を実施し、積雪状況をみながら決行日を判断した（図5）。移送日は、事前の段取りどおり牛を搬出し、牛も職員も怪我無く終えることができた。

まとめと課題

今回の震災で学んだことは、連携や情報共有、備蓄資材の重要性の再認識である。連携については、今回、畜産課がいち早く情報収集に走り、指示系統を一本化した。現場は畜産担当者

と連携し、二次災害が起きないように最善をつくした。今回の震災対応は決して家保だけで遂行できたことではなく、これは家畜防疫においても同様であり、日頃から関係者間と連携できる体制を構築しておくことが重要であると考え。情報共有について、農場防疫カルテは防疫措置のみならず、災害時にも活用できた。これまで重ねてきた各農場のデータが災害時にも活用可能であることが明らかとなり、常に最新情報に更新することの重要性を再認識した。さらに、今回利用したビジネスチャットは、指示事項や道路状況の共有において、情報連絡ツールとして有用であった。また、長引く停電や断水により、畜産農家では発電機や給水ポンプ、タンク等あらゆる物資が必要となった。今回、全国からの支援物資を輸送したが、今後は本県においても災害時

を想定した資材の備蓄や、輸送体制の構築が必要と考えられる。

大規模災害時において、家畜の命を守り畜主支援を優先する一方で、家保は家畜衛生サイドからの視点で家畜伝染病の発生にも注視する必要がある。今回、震災対応中に、家畜伝染病の発生は認められなかったが、今後、自然災害発生時の防疫対応についてシミュレーションすることも必要である。

最後に、今回の震災において犠牲になられた方々のご冥福を祈るとともに、被災農場への支援を含め、能登の復興に向けて全国からの様々な支援や温かい言葉に深く感謝申し上げる。今回の経験を取りまとめることで、今後国内でいつ起こるかわからない自然災害に対しての一助になれば幸いである。

通信

まだまだ朝晩は冷え込むものの、家の近くでは河津桜がほぼ葉桜になってくるとともに、東京でも今週の桜の開花が予想されるなど春を感じる季節となってきました。農林水産省でも、例年と同様に異動のうわさや情報にそわそわ・やきもきといろいろな空気を感じるようです。また、4月になると異動だけでなく新たに職場へ新人が加わってきます。

春はこうして職場のメンバーも大きく変わる時期もありますが、異動の時期だからといって疾病が待ってくれるということはありません。その場合、新たなメンバーで対応していくことになりませんが、緊急対応が生じてしまった時には、情報が十分ではないままに、次々と案件が押し寄せてくることも少なくありません。農林水産省でもできる限りフォ

ローさせていただきますが、そのような際にも防疫対応に混乱や支障をきたすことのないよう、異動がある場合には、これまで積み重ねてきた組織内外での知見・経験を含め、新旧担当間での丁寧な引継ぎを行うとともに、誰かにだけ頼るといって残留する者が新たな担当者をサポートできる環境を職場全体で作っていくようご協力をお願いします。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1